

特色ある食を用いた東三河の魅力化方策基礎調査業務委託仕様書

1 業務名

特色ある食を用いた東三河の魅力化方策基礎調査業務委託

2 業務の目的

東三河の特色ある食を活用し、東三河の魅力を高めるため、消費者志向を取り入れた有効モデルの構築や新たなプロモーション手法などの方策を調査・研究する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 業務内容

(1) 東三河の特色ある「食」に対する消費者への意識調査

東三河地域内外の消費者に対し、名産品等の食に対する消費者の意識調査を以下の方法で行う。なお、意識調査に必要な要素及び項目は広域連合と協議のうえ決定する。

- ・実施方法 電子媒体等を活用した調査
- ・調査期間 2週間程度
- ・日 程 8月末まで
- ・調査対象 ①東三河（豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村）域内在住の20歳以上の男女
②名古屋市在住の20歳以上の男女
- ・サンプル数 有効回答400サンプル（①②各200サンプル）
- ・サンプル構成 20代男性・20代女性・30代男性・30代女性・40代男性・40代女性
50代男性・50代女性 各25サンプル 計200サンプル
- ・調査項目 興味・関心のある食、特産品のブランドイメージ 等

(2) 東三河の食に関する取組の整理

東三河地域内で実施されている食に関する広域的な取組を調査し整理する。

- ・日程 8月末まで
 - ・内容 名称、実施主体、目的、取組内容、対象、実績 等
- 必要な要素及び項目は広域連合と協議のうえ決定する。

(3) 事業者ワークショップの開催（3回程度）

ワークショップの開催に際し、事業者等関係者の招集、資料の作成、ワークショップの運営、議事録の作成を行う。ワークショップの参加者数は各回5～7事業者程度とする。

ワークショップの各回は次の内容を基本とし、業務の進捗等を反映させて発注者と受注者で協議をし、詳細を決定する。またワークショップの参加者についても広域連合と協議の上決定する。

- ・ 日程 12 月末まで
- ・ 内容 第 1 回：東三河の現状についての整理
第 2 回：プロモーションのコンセプトについて
第 3 回：プロモーション手法について など

(4) 報告書等の作成

(1) 及び (3) について、下記ア～イの内容の報告書等の作成を行うこと。なお、様式については東三河広域連合と協議の上決定すること。

ア 事業計画

イ 事業全体の報告・評価・検証及び東三河広域連合が実施する事業の今後の方向性を検討するための具体的な提言

5 再委託

本業務の一部の実施を第三者へ委託する場合には、事前に東三河広域連合と協議を行うこととする。

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、下記項目に要する費用は全て受託者の責任及び負担とする。
 - ① 受託者の不注意によって生じた費用
 - ② 受託者が第三者に損害を与えた場合の全ての費用
- (2) 本業務によって知り得た個人（法人を含む）情報は厳正に管理し、本業務の目的以外に使用しないこと。
- (3) 本業務の履行に関し、法令等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、東三河広域連合と十分に打ち合わせを行い、本仕様書に記載なき事項については、その都度、東三河広域連合と協議の上処理することとする。